

〈表1〉 軽自動車の税率

車 種		現行税額	改正後	重課税率
4 輪 以上	乗用(営業用)	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	乗用(自家用)	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物(営業用)	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	貨物(自家用)	4,000 円	5,000 円	6,000 円
3輪の軽自動車		3,100 円	3,900 円	4,600 円

平成 27 年 4 月 1 日以降に新規登録した車から改正後の税額が適用されます。

また、平成 28 年 4 月 1 日現在、新規登録されてから 13 年を経過した車から重課税額が適用されます。(平成 14 年 12 月以前に新規登録された車を対象)

〈表2〉 原動機付自転車等の税率

車 種		区 分	現行税額	改正後
2 輪	50cc以下	原 付	1,000 円	2,000 円
	50cc超～ 90cc以下		1,200 円	2,000 円
	90cc超～ 125cc以下		1,600 円	2,400 円
	ミニカー(3輪以上)		2,500 円	3,700 円
	125cc超～ 250cc以下	軽自2輪	2,400 円	3,600 円
	250cc超	小型2輪	4,000 円	6,000 円
	農耕作業用	小型特殊	1,600 円	2,400 円
その他	4,700 円		5,900 円	

平成 27 年度税制改正により適用開始年度が平成 27 年度から平成 28 年度へ 1 年延期されています。

<表3> 軽自動車のグリーン化特例税率(平成 28 年度のみ適用)

対 象 車		内 容
軽 乗 用	電気自動車等	改正後の税率の概ね 75%軽減
	H32 年度燃費基準+20%達成車	〃 50% 〃
	H32 年度燃費基準達成車	〃 25% 〃
軽 貨 物	電気自動車等	改正後の税率の概ね 75%軽減
	H27 年度燃費基準+35%達成車	〃 50% 〃
	H27 年度燃費基準+15%達成車	〃 25% 〃

※ガソリン車・ハイブリッド車は、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車★★★★印に限ります。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規登録した軽4輪車等に適用されます。